第 1652 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2000年)平成12年 9月 27日 水曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 人間ドック費用

Q：当社では、役員及び従業員の健康管理の目的から年令４０才以上の希望者について人間ドックによる検診を行う予定です。

ところで、この検査費用を会社が負担した場合、福利厚生費として処理してよいでしょうか。

A：一定の要件を満たしている場合には、福利厚生費として処理することができます。

【解説】

会社が役員や従業員の健康診断を行い、その費用を負担した場合、その役員や従業員へ経済的利益を与えたということで、給与課税の対象となるのが原則ですが、次のような条件で実施している場合には、福利厚生費として処理しても差し支えないものと思われます。

(1) 特定のものだけが検診の対象となるのではなく、例えば、一定の年令以上の者であればすべてその検診の対象となるものであること

(2) その人間ドックによる検診の内容が健康管理上の必要から一般に実施されるものであり、その費用としても通常必要であると認められる範囲内のものであること

(3) 検診費用の額は、会社から診療機関に対して直接支払われるものであること

ちなみに、最近の人間ドック費用は、１泊２日で１人当り６万円から７万円程度が多いようです。